

平成 1 8 年 1 2 月 1 4 日  
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

# 平成 1 8 年第 2 3 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成18年第23回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成18年12月14日(木)

開会 午後1時33分

閉会 午後3時44分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤 本 靖 古 木 光 義  
牧 野 征 夫 小 林 章 子  
大 澤 祥 一

署名委員 牧 野 征 夫

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 大澤 祥一

教育部長 吉岡 正生

総務課長 渡邊 博

学務課長 島田 文直

指導課長 樋口 豊隆

指導主事 浅野 正道

学校給食課長 佐島 彰

生涯学習課長 府中 義則

体育課長 田中 博

公民館長 宿澤 正則

図書館長 藤田 力

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 五十嵐 敏行

## 案 件

### 1 選挙

- ( 1 ) 教育委員会委員長の選挙について
- ( 2 ) 委員長職務代理者の選任について

### 2 協議

- ( 1 ) 公民館条例の廃止及び地域学習館設置条例（素案）について
- ( 2 ) 文化財保存補助対象団体の認定について

### 3 報告

- ( 1 ) 「いじめ点検旬間」の実施内容報告について
- ( 2 ) 平成 1 8 年度「立川教育フォーラム」について
- ( 3 ) 年末・年始における生活指導について

### 4 その他

## 平成18年第23回立川市教育委員会定例会議事日程

平成18年12月14日  
教育委員会会議室

- 1 選挙
  - (1) 教育委員会委員長の選挙について
  - (2) 委員長職務代理者の選任について
  
- 2 協議
  - (1) 公民館条例の廃止及び地域学習館設置条例(素案)について
  - (2) 文化財保存補助対象団体の認定について
  
- 3 報告
  - (1) 「いじめ点検旬間」の実施内容報告について
  - (2) 平成18年度「立川教育フォーラム」について
  - (3) 年末・年始における生活指導について
  
- 4 その他

---

開会の辞

藤本委員長 ただいまから、平成18年第23回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

きょうは、お手元に配付の議案のとおり、選挙、協議、報告、その他という構成でございます。

署名委員に牧野委員、お願いします。

牧野委員 はい。

---

選 挙

(1) 教育委員会委員長の選挙について

藤本委員長 ただいまから1の選挙、教育委員会委員長の選挙についてを議題といたします。

委員長の任期は、平成17年12月24日から平成18年12月23日までの1年間となっております。したがって、次期の教育委員会では間に合いませんので、次期の委員長をここで選任するものです。

委員長の選任の方法ですが、立川市教育委員会会議規則第6条の規定により、指名推薦の方法によって行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 異議なしということですので、選挙の方法は指名推薦の方法によって行います。

どなたか、ご指名をお願いいたします。はい、古木委員。

古木委員 私は、藤本委員を委員長に指名推薦いたします。その理由は、平成11年から長い間教育委員をお務めいただき、市の教育行政に精通していらっしゃる。並びに教育委員会を代表するにふさわしい円満なお人柄ということでご推薦申し上げます。

藤本委員長 それでは、照れくさいですが、お諮りいたします。

ただいま古木委員からご指名いただきまして、藤本を委員長に選任するというお話いただきましたが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 異議なしとの声でございますので、私、藤本が委員長に選任されました。

委員長の任期は1年と決まっておりますので、私の任期は来年の12月21日となっておりますので、任期にあわせて、平成19年12月21日までの任期としたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 異議なしとのことでございますので、委員長の任期は平成18年12月24日から平成19年12月21日までといたします。ありがとうございました。

---

選 挙

(2) 委員長職務代理者の選任について

藤本委員長 続きまして、選挙(2)委員長職務代理者の選任についてを議題といたします。

委員長職務代理者の任期に規定はありませんが、平成18年12月24日から平成19年12月21日までとし、終了日を委員長の任期とあわせたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 それでは、委員長職務代理者の選任を行います。

それにつきましては、委員長選挙を準用することになっておりますので、指名推薦とさせていただきます。準用してよろしいですね。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 どなたか推薦をお願いしたいと思います。小林委員。

小林委員 牧野委員をお願いしたいと思います。

藤本委員長 牧野委員に職務代理者というお話がございました。いかがでございますか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 異議なしということですので、委員長職務代理者は牧野委員をお願いいたします。

それでは、平成18年12月24日から平成19年12月21日までの任期となります。

ただいまの選挙、委員長は藤本、委員長職務代理者は牧野委員に決定いたしました。

これをもちまして、委員長選挙並びに委員長職務代理者の選任の件は終了いたします。ありがとうございました。

---

協 議

(1) 公民館条例の廃止及び地域学習館設置条例(素案)について

藤本委員長 それでは、2の協議に入らせていただきます。

協議(1)公民館条例の廃止及び地域学習館設置条例(素案)について、ということで協議を行います。生涯学習課長、まず説明をお願いします。

府中生涯学習課長 それでは協議の1点目としまして、公民館条例の廃止及び地域学習館設置条例(素案)について、ご協議をお願いしたいと思っております。

公民館の地域学習館への転用につきましてということでございますが、先に、教育委員会の教育委員の勉強会で、市民交流大学構想でいろいろご勉強いただいてありがとうございました。その関連の中で公民館を転用していこうという考え方がございまして、今準備作業をしてございまして、その経過報告をご説明申し上げ、ご協議をいただきたいということでございます。

現在、仮称でございますが、市民交流大学の機能と機構と、そして市民交流大学構想の事務局となる機能、組織としての生涯学習支援センターを平成19年4月に立ち上げ、市民交流大学を平成19年10月の開校に向けて準備作業を進めております。

公民館の地域学習館への転用手続きにつきましては、東京都及び文部科学省との事前協議を進めておりましたが、11月30日に公民館の地域学習館への転用については、承認できるとの文部科学省からの回答を東京都を通じて得られました。今後、転用手続きに向けて事務作業を進めてまいります。本日の教育委員会の中でご説明をさせていただいて、ご意見を賜りたいと考えてございます。

協議にあたりまして資料を用意させていただいております。資料は1から4までございます。資料1につきましては、文部科学省に提出する公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分報告書でございます。裏面には、転用に向けた市の考え方を述べてございます。

続きまして資料2でございますが、資料2は、公民館の地域学習館への転用について（素案）でございます。転用についての基本方針、施設利用における主な変更事項、条例上の変更等まとめたものでございます。

続きまして資料3でございますが、地域学習館の施設利用における規制緩和などについてということで素案をまとめてございます。

続きまして資料4でございますが、公民館条例と新たに整備する地域学習館条例案との新旧対照表でございます。下線部分が改正をしたいという箇所でございます。

この資料の1から4の作成経過でございますが、昨年の利用者懇談会、今年の9月に実施してきました地域懇談会、それらに参加された市民からの市民アンケート、そして今年の3月に開催されました9月での文教委員会等のご意見、さらには公民館運営審議会、社会委員の会議からいただきましたご意見、要望等を踏まえて、公民館と生涯学習課の職員で構成する検討プロジェクトでまとめたものを資料として報告をさせていただいております。

この今後の準備作業の予定でございますが、今後も市民意見、市民参画組織委員、教育委員及び教育委員会附属機関、そして市議会からのご意見、要望をお聞きして、地域学習館への転用手続き及び施設管理運営、サービスのあり方等について検討をしております。

なお、公民館の地域学習館への転用に係る公民館条例の廃止、地域学習館条例（案）につきましては、来年3月の定例会市議会において議案として提出する計画でございます。そして公民館の地域学習館への転用時期は、19年10月を予定しているということで、現在準備作業をしている中で、本日の定例会の教育委員会の中でご協議いただきたいと思っております。協議につきましては、きょう決めるということでございまして、来年の3月に議案として提案するまでの間に、教育委員のまたご意見等々をいただいで進めてまいりたいと考えてございます。

藤本委員長 ありがとうございます。タイトルに素案が入っておりますのは、いま生涯学習課長が最後にお話いただいた内容という意味で解釈してよろしいですね。生涯学習課長。

府中生涯学習課長 そのとおりです。

藤本委員長 ということで皆さん、そういう意味で、きょうはご協議、決定するというのではなくて、是非いろいろなご意見をいただいで、担当課のほうでそれを中心にまとめて、また皆さんにお諮りする、こういう段取りのようでございますので、よろしく。

それではご質問、ご意見を申し上げます。古木委員。

古木委員 資料4の第5条に、今後公民館の館長がいなくなるということですから、その場合に、従来、来年の1月もそうですけれども、成人のつどいを公民館長が設営していらっしゃいましたけれども、今度はどういうように、再来年からは担当が変更になるのでしょうか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 資料4の(職員)第5条というところの関連のご質問かと思われま。この5条のところを少し説明して「成人のつどい」ということをご報告したいと思いますが、公民館条例には館長及び職員を置くの規定がございます。社会教育法の適用を受けない施設ということで地域学習館条例の素案を検討しておりますが、この条例にはあえて職員を置くということの記述は削除していきたいと。職員を置くということを定めている条例は公民館条例のみということで、特殊な例ということでご理解いただきたいと思。これは社会教育法に基づいて公民館条例に規定をしているということでございます。

一般的には職員を置くという規定は設置条例にはあまりないということで、今回の地域学習館条例については設置条例でございまして、職員を置くとか置かないかという記述は必要としない。その代わりに、行政組織条例において今現在検討している公民館と生涯学習課が再編統合する新たな行政組織、いわゆる生涯学習支援センターという中で、事務文書の中で明確にするということで、そこにも職員を置くということは書いてございません。そういう意味で削除ということでございます。

この関連でご質問の「成人のつどい」ということの業務が公民館の業務から生涯学習センターの業務にというような、ちょっと感じられるところがありますが、現在新しい行政組織をするにあたって、公民館の業務と生涯学習課の業務の一部を業務移管、適切な部署に業務移管をしようということで組織検討委員会でご協議をいただいております。その中で、今年度、来年の1月に予定されている「成人のつどい」については、新しい企画で、地域の皆さん方と一緒にしようという考え方がございまして、所管としては、庁内の検討委員会の中で検討中でございます。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 生涯学習課長に古木委員さんがそう聞くのも無理ないので、この条例の施行予定は平成19年10月1日、これはどこに附則がありますか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 3ページでございます。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 わかりました。それと、この地域学習館は、すべてまだ仮称でいいのですね。そこだけ確認です。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 教育長のご質問のとおり、現時点でまだ仮称でございます。

藤本委員長 今ご質問があつてお答えいただいたようなことが、今後いろいろ質問が出てく



ると思いますのでね。はい、牧野委員。

牧野委員 文部科学大臣殿への報告書はもう発送し、文部科学大臣の了解を得る形をとっているというように伺ったのですが、そういう受け取り方でいいですか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 先ほど冒頭でご説明したように、東京都を通じて文部科学省との事前協議を進めてまいりました。お手元にきょう用意しました資料1については、事前協議をするための文科省の書式に基づいて提出書類を作成したということで、日付が入ってございません。市長の公印も押してございません。この資料をもって事前協議をして進めてきたところ、立川市が考えている公民館の転用については、一定の転用に向けての基準がございますが、それに概ね該当するというので、概ね承認ができるということのお話を、東京都を通じて11月30日に立川市に連絡があったということでございます。手続きはまだ、事前協議ということでございます。

藤本委員長 概ね承認の見通しという感じですね。

府中生涯学習課長 そういうことになります。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 理解できましたけれども、現在国会等でも討論が行われて、20年から云々という話で、地域の学習的な部分で地域の子どもたちを地域で育てようというような今構想が練られていますけれども、こういうものとの関連性というのは今後どういうようになっていくのでしょうか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 現時点ではいま牧野委員さんがお話いただいたような施策について、この地域学習館の中でどういう施策を展開していくかということとはまとめ上げてございません。ただ、地域学習館は公民館に替わって地域に6つ、いわゆる学習施設とかコミュニティ施設等の側面を持った形で、現時点では直営をしていこうということで考えてございます。その中で、直営形態から地域の皆さん方に運営をお願いできるような環境の中で、子どもたちの居場所の拠点とか、子どもたちの関係する学習機会を提供するという形を目指しているということで、それを20年に、21年にということは、現時点ではまだそこまでは策定を、市の考え方はまとまってございませんが、方向としてはそういうような利用を目指していくべきだということで基本的な考え方を持っております。

藤本委員長 いいですか。

牧野委員 はい、わかりました。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 資料3の、規制緩和が出ていますけれども、これ、大変緩和されていいことだと思うのですね。いま個人利用もできるということで、高校生相当年齢以上ということで、そういう面でもいま牧野委員のおっしゃったような、小中学生は別としても、高校生もそうい

う場を使えるということで大変利用が増えるのではないかと思います。

それで、申し込み受付期間の拡大のところ、今までは最高で2ヵ月だったのですけれども、それが3ヵ月前から申し込みができるということで、団体としては長期的に計画を立てていることがあると思いますので、早めに申し込みができるというのはすごくありがたいことだというように、私も利用する場合がありますので思います。

ここで減免団体とあるのですけれども、減免団体の例が出ていますが、資料4のところ、3ページぐらいから出てきていますが、減免というのは、これはどういう意味なのか教えていただきたい。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 減免団体についてのご質問でございますが、公の施設は、市では基本的には有料ということでございまして、その中の教育施設として、公民館とか公民館に準ずる施設として学習等供用施設がございます。学習等供用施設は原則有料でございます。公民館には社会教育法の適用を受けて、その活動をする場合を利用する団体は無料ということになっておりますので、基本的にはそれ以外の団体が公民館を使う場合は有料ということで、負担的に言えば、公民館も学習等供用施設も一般的な団体が利用する場合は有料ということでございます。

その中で、この減免の団体に書いてあるように、社会教育関係団体が活動を支援するために登録という制度を持っております。その制度に登録された団体は減免を受けるということで、形としては無料というような形態になってございます。それ以外に、公民館であれば社会福祉団体、学供施設もそうですが、自治会とか子ども会、青少年健全育成地区委員会みたいな公共公益的な活動をするということについては減免をするということで、無料という取り扱いをしてございます。

それが現在の公の施設で取り扱っているのですが、施設によっては100分の100の減免を受けない施設もございまして。アイムの施設は社会教育登録団体であっても100分の100の減免ではないというようなことで、施設条例に基づいて減免が規定されております。学校教育法第1条に規定する学校などはすべて100分の100の減免というような、そういうような制度になってございます。それが減免団体というような考え方を持っております。

藤本委員長 今の減免のところの説明ですけれども、有料かまたは無料か、だけですか。その中間みたいなものはあるのでしょうか。有料だけれども割引するとか、そういったものは考えられないのですか。生涯学習課長。

府中生涯学習課長 地域学習館の転用に伴っての規制緩和ということだけで考えますと、有料か無料かというような形で整理をしていく。規制緩和をしますが、使用料についてはそういう取り扱いになります。

藤本委員長 わかりました。はい、小林委員。

小林委員 減免団体と書いてあったので、私も全くの免除と軽減される団体があるのかなと思ってお聞きしたのですけれども、この場合は、では軽減という団体はないわけですね。

ということは、私も一瞬、これを見て、減免というので軽減と免除と両方をイメージしたので、免除団体というようにするのがふさわしいかなとは思っていますが、ただ、どういう言い方を今までしてきたかがわかりませんので。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 地域学習館という中で規制緩和をしてございます。ですから一つの例で先ほど申し上げたように、女性総合センターというのは設置条例の中でこういう団体は 100 分の 50 を減免します、こういう女性活動をしている場合は 100 分の 100 の減免をしますという規定がございまして。それと、その施設と違いまして、あくまでも地域学習館の取り扱いで、ここの規制緩和の説明資料でございまして、地域学習館については有料か無料かということで、減免を受ける団体は 100 分の 100 の減免ということで、免除団体という言葉ではなくて、条例上あくまでも規定が減免という規定でございまして、100 分の 100 の減免というようなことをご理解いただきたいと思います。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 わかりました。全体的な施設のことを考えると、減免という言葉で統一したほうがいいということですね。

藤本委員長 生涯学習課長、女性センターとかホールとかいうと、減免に率の違いがいろいろあるんですね。

府中生涯学習課長 そうです。

藤本委員長 有料か無料かではなくて、その間に何割減免しますというようなのがね。ですから、そういうところでわかりにくいところがあるのではないかと考えているのですがね。

はい、生涯学習課長。

府中生涯学習課長 施設の使用料の受益者負担という考え方は、市全体で見直す方向で既に庁内検討委員会で検討を進めております。委員長がお話いただいたように、市民会館は社会教育団体といえども 100 分の 100 の減免規定がございませぬ。その他の施設もそういうような制度が。それを全庁的に受益者負担の適正化ということで検討しておりますので、その検討経過の中で、仮にの話ですが、社会教育団体がどの施設も 100 分の 100 という減免があり得るかもしれませんし、全部有料化になると、100 分の 100 の減免がなくなるということも考えられるということで、それは全庁的な方針の中で決定をした段階で、この地域学習館の減免の規定もまた見直すという形になります。

藤本委員長 いいでしょうか。小林委員。

小林委員 もう一つ、その下の「学習活動に付随する販売行為等の許可」ということで、これすごく納得したのですけれども、最後のところで、「公益を目的とするバザー、フリーマーケット等」というようにありますが、この公益を目的とするのは、この文章でバザーとフリーマーケットと両方にかかっているんですね。

府中生涯学習課長 そうです。

小林委員 そうすると、この公益を目的とするというのはどういうものが公益なのか。バザ

ーとかフリーマーケットというのは普通は活動資金を目的にしたりということもありますね。それはどういう扱いになるのかお聞きしたいです。

藤本委員長 その解釈の仕方について、生涯学習課長。

府中生涯学習課長 公益的な活動をする団体というのはそういう定義がひとつございます。この中で、学習活動ということで公益的な活動ではない、いわゆる学習団体等もございます。そういう団体等が、いわゆる公益のためのバザーとかフリーマーケットを開催して、例えばですが、収益金の一部を社会福祉に寄付するとか、そういう目的を持っているものは一般的には公益的な活動だろうというような判断ができます。そういう意味でのバザー、フリーマーケットは営業行為ということではないので、販売行為は地域学習館の施設を使っても認めていこうということが考え方の内容になってございます。それについては当然、販売行為を強化するという事で考えておりますので、ここに書いてあるように、事前にいわゆるお届けをいただいて、その活動が公益的な活動につながっているかどうかというのは、当然見させていただいて判断をするというようなことになります。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 今の説明で、公益的活動をする団体のバザー、フリーマーケットというお話を伺って納得しました。少しここ、その判断が難しいかなという気がしました。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 いろいろ使用料の問題がありますね。これは3、4、5とずっとありますけれども、それぞれ使用料についての額の違いがかなりばらばらになっていると思うのですね。こういう形をとらざるを得ないのか、例えば、講堂とか実習室等について、視聴覚室等の特別教室と言ったらいいのでしょうか、そういう部分ではいくらとか、それから一般教室はいくらというような形で金額がある程度統一ができないのかどうか。なぜ、例えば同じ教室でやってもばらばらの金額になってくるのか、この辺が非常にわかりにくい。市民のほうも、借りる側はやはりこれが統一されたほうがいいのかなというように思うのですけれども、それは今までの流れがあつてのことだと思いますので、その辺、説明をお願いします。

藤本委員長 今の質問に関連して、決める基準があつてこういうように決めているのだろうと思うのですが、その辺を含めて、生涯学習課長、説明をお願いします。

府中生涯学習課長 金額の設定については、これは公民館条例から地域学習館条例ということで、牧野委員さんのご意見については、公民館長の設定の背景というのは説明させていただきたいのですが、今回は、この規制緩和をするということもそうですが、地域学習館に転用するという考え方の中では、現行の使用料等は一切改正はしないという前提でございますので、まずそれが大前提でございます。

「部屋によってどう違うのか」というご質問ですから、そこいらは公民館長からお答えをしたいと思います。

藤本委員長 宿澤公民館長。

宿澤公民館長 使用料の件でございますけれども、これにつきましては各教室に応じまして

広さが異なります。その使用する面積に応じまして使用料の単価、これは市の使用料の設定基準に基づきまして設定しております単価でございますけれども、それをかけあわせたもので算出しておりますので、各部屋の大きさによって変わってくると、そのようになっております。

藤本委員長 よろしいですか。牧野委員。

牧野委員 よくわかりましたけれども、借りる側としては、そう変わらない教室でありながら800円が1,200円だったり、細かいようですけれども、やはり団体としてはなるべく安く設定していただいたほうがありがたいし、統一したほうが借りやすい、わかりやすいと言ったらよろしいでしょうか、そういう形で、金額についてはもう少し考えられないものかなということをおもいましたものですから質問しました。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 先ほど申し上げました施設使用料含めて受益者負担の在り方というのを検討をしております。その中で、現行の使用料が妥当な額かどうかということも見直すということになっております。牧野委員さんから意見をいただいたことについては、その検討の中で、かなりばらばらだとか、わかりづらいとか、面積とかいろいろありますが、受益者負担の考え方でこういうような使用料を決定しておりますので、そこは意見として申し伝えたいなと思っております。

同様に、学習等供用施設も公民館に準ずる施設でございますので、このような料金体系ということでご理解いただきたいと思っております。

藤本委員長 もう1つそれに関連して私のほうから、使用人数と言いますか、使用人員にはあまり関係ないでしょうか。生涯学習課長。

府中生涯学習課長 施設には収容人員ということの規定しておりますので、そのまま大きさで使用料が決まっていくということでございます。ですから、使用料の金額が大きい使用料については、活動する人数が多くなっているというようなことでご理解いただきたいと思っております。

藤本委員長 わかりました。ほかに、小林委員。

小林委員 この地域学習館では市民交流大学の講座も実施することがあるわけですね。そうすると、やはり申し込み期間のところになってしまいうのですけれども、そっちを優先で3ヵ月よりもっと前に決めて、その後で入れていくという形になるのでしょうか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 ご質問のとおりで、現在も公民館とか学習等供用施設、その他の公共施設も含めて、行政が業務で使用する場合は半年前とかということで、行政は無料という形になりますが、そういう利用を便宜的にさせていただいている、それを市民のご理解をいただいているということになります。

今後も行政側が使用するような、例えば市民交流大学の講座というのは、半年後のものについては半年前に、どこの地域学習館を使うという講座にする場合は、行政のほうで使用す

るということで3ヵ月前に、その部屋を利用するということは業務として対応するという  
こととございますので、あり得る話ということになります。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 そのことはどこかに書いてあるのでしょうか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 特に規制緩和の中には書いてございませぬし、1から4の資料にはそう  
いうことについては書いてございませぬ。記述はしてないと。これはどこの公共施設におい  
ても、市が使いますから優先ですよというような記述は一切ございませぬ。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 資料3の「政党等の利用の拡大」というのがございますね。この中で政党等によ  
る報告会云々と書いてありますけれども、「前提に利用を許可する方向で検討する」、こう書  
いてあります。今までの公民館条例等の事業とかそういったところを見ていった場合に、も  
しくは、素案の中の事業関係の(1)番から(6)までありますけれども、こういうところの  
どの部分にあたるのでしょうか。そこだけ少し説明願えますか。

それで、政党等による報告会等も許可する方向という考え方について、2件説明してくだ  
さい。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 資料3の「政党等の利用の拡大」と資料4の(事業)第4条というところ  
でご質問がありますが、まず、規制緩和に関する中では、いわゆる政治学習とか政党学習  
というのは、やはり生涯学習の一環になるだろうというまず認識をしております。そういう  
ような形で、市民が政党学習をする、政治学習をするというために、ある政党が地域学習館  
を利用して、市民に対する政党学習、政治学習に関して利用したいというような申し入れが  
ある場合は、現時点の公民館ではお貸しできないということになってございます。地域学習  
館においては、そういうような政治学習等に利用するというのであれば、規制を緩和した  
いということで、政党が施設を利用することについてはお貸ししますよというような考えで  
ございます。

資料4のところの(事業)の第4条の兼ね合いでどこに該当するのですかというご質問が  
あるかと思いますが、ここに政党が使えますよということを書くものではなくて、あくま  
でも地域学習館の事業としてはこういうことをやります。ここで(5)番の「地域学習館の施  
設等の利用を図ること」ということで、地域学習館は部屋をお貸ししますよ。施設を貸す  
業務をやりますよ。その施設を貸すにあたっての一定のルールは、やはりこういう場合は  
お貸ししませんとか、そういうルールをつくってございます、貸せないというようなこと  
で。ところが社会教育法ではそういう規制がありますので、地域学習館については貸せないの  
ではなくて、貸していこうというスタンスでございますから、規制を緩和するという  
ことで、施設の利用にあたっては個人もお貸ししますよ、高校生以上の年齢の方もご利用  
できるようにしますよ。政党が利用する場合も勧誘行為等難しいところがあるのです  
けれども、こい

らについてもお貸ししていこうということでの、そういうような考え方を持っています。

ですから、第4条の適用でということになりますと、施設の利用を図ること、お貸しをするというような部分で貸し出し施設ということでもありますので、その中で整理をしてございます。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 しつこくなるのですけれども、その政党等の利用の拡大の中の真ん中、勧誘行為を行わない、これがありますね。そうすると、もちろん思想、信条の自由は憲法で認められていますので、いろいろな形の中でそういう集会をやることはいいのですけれども、やはり現在の社会教育のこういう利用法の中での禁止されている部分については、そういった政治的な色を、染めないような形で全市民、国民にこういうものを利用してもらおうということではたぶん形成されているのだと思うのですけれども、そうすると、それを拡大をどんどんしていきますと、今後どうなっていくのかという心配も少し出てくるやに思いますけれども、拡大することは悪くありませんし、ただ勧誘という行為、ここが引っかかるのですね。こういう行為が行われないうということもあり得ないだろうと。危惧していますけれども、その辺はどうですか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 ご報告が遅れましたが、この転用に係る報告につきましては昨日、文教委員会でも同様な形でご報告をしております、牧野委員からご質問いただいたようなところもご質問いただいております。基本的には現在あくまでも素案でございまして、この勧誘行為がどうやって把握できるのか、制限できるのかというのは非常に難しい部分もございまして。お貸しするにあたっては、当然インターネットで申し込むという方法ではなく、窓口に来ていただいて、政党学習をする場合は事前の書類申請でお貸しするというような形で、1週間前か1ヵ月前かでもいいのですけれどもそういう形で、そういうようなときには政党が利用する、政治家が利用する場合は、基本的には勧誘行為ということは、一定の考え方をお話してご理解いただくというような形を。どういう方法があるのかというのはこれから検討してまいりたいということでございます。

冒頭にお話いただいた件ですが、公の施設はお貸しできないというのは、特定の政治学習をする場合は貸せない。社会教育法に基づく施設は同様に貸さない。宗教団体も同様な取り扱いになってございます。したがって、社会教育法の適用を受けない施設ということであれば、そういうための地域学習館への転用でございまして、政党学習というのは、市民が学習権を保障するという意味でも、政治学習を受けるということも大事な生涯学習の一環でございますから、そういう意味では、社会教育法の適用を受けない施設によって拡大をするということではなくて、規制を緩和するというところで、私どもとしては、特にここいらは庁内の検討委員会で進めてまいりましたが、問題はないだろうということで考えております。

憲法上では、特定の政党団体、特定の宗教団体には公の施設、貸せないということでございます。解釈の中では最高裁の判例等もございまして、特定の政党に貸さなければ一般的に

はすべての政党、広く皆さんのサークル活動と同じレベルの条件設定でお貸しすることは何ら問題ないという、最高裁の憲法判断をしている判例がございます。

したがって、言い方を変えれば、いかなる政党でもお貸しするというスタンスさえあれば、お貸しすることについては、地方自治法とか社会教育法の適用は受けないだろうということで、今回は社会教育法の適用を受けませんが、憲法とか地方自治法としての考え方を受けますので、そこいらを整理したものでこういうように規制緩和をしたということです。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 今の関連で、特定の政党に偏らないように貸し出しをするということで、ただ、申し込めば貸し出してもらえるということであれば、仮定の話ですけれども、特定の政党が頻繁に使用するというようなこともあり得るかと思いますが、そういう点も考慮していただいたほうがいいかなというように思います。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 特定の政党にお貸しをするのではなくて、その政党が利用頻度が多いというだけの話でありまして、いかなる政党でもお貸しするという考え方ですから、そういうような、施設を貸し出すほうから見れば、毎週特定の借りている政党が政治学習を、市民学習活動というところの、そこいらは、今ご意見をいただいたところは十分検討する要素ということで承りたいなと思っております。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 そうしていただいて、やはり外部から見て、特定の政党ばかり使われているというように思われるのもまずいかなという気がいたします。

藤本委員長 生涯学習課長、今のご質問、よろしいでしょうか。特定の政党に偏って貸しているように思われるような貸し方はうまくないのではないのでしょうかという質問だったと思うのですが、生涯学習課長。

府中生涯学習課長 先ほどご答弁したように、今ご意見いただいたことについては、そういうように見られるケースはどうするんだということもありますので、公民館との検討プロジェクトでさらにここについては検討を進めてまいりたいなと思っております。

政党学習、政治学習というようなことに関しては、市民を対象とした形ということでございますので、特定の人たちを対象とした場合と不特定な方を対象としたというものの学習活動等々がございます。ここいらは今の教育委員さんからのご意見等、さらに踏まえて検討を進めてまいりたいと。

参考でございますが、立川市は、この考え方のモデルとして参考にさせていただいているのは、神奈川県鎌倉市でございます。既に鎌倉市も公民館を地域学習館の施設に替えまして、立川市が目指しているような政治学習、政党学習については既にお貸ししているというように団体でございまして、参考にきてきているということでございます。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 政党等の利用の拡大、政党等という、等ですから幅広いですけれども、文言の最



初に出てくる政党による報告会、今の話ですと政党等というよりも、最初のところはなくして、政治学習に関する施設利用という形でいったほうがいいのではないかと。そうしないと、今の形はどうしてそこに偏って、質問したり疑問が出たりしますので、最初のこれは取ってしまったほうがよりわかりやすい。もうちょっと、政治学習等に関する施設利用というのではなくて、市民が政治学習云々というような文言を入れておかないとおかしくなっていくのかなということを考えますので、少し文言の整理をしていただければありがたいのかなというように思います。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 大変ありがたく思っています、まだ検討の段階ですから表現の仕方、記述の仕方等々も皆さんから誤解を受けない、わかりやすいようにということでさらに素案を手直りする等々、いろいろしていきたいなど。

先ほど申し上げましたように、きょうはご協議ということでございますから、来年の3月までにいろいろな形でまだご意見をいただきたいということでございます。

藤本委員長 皆さん心配して、いろいろ、「このときはどうだろう」、「これはどうだろう」ということでお話ししておりますので。例えばこれは、利用者は会員に限るといったようなことでも構わないわけですね。生涯学習課長。

府中生涯学習課長 そうしますと政治活動というような側面も出てきますので、そういうようなことはもっと詰めなければいけないと、こんなことになりますね。

牧野委員 今のは、会員とか会員じゃないとかという問題ではなくて、そこを誰が借りてどういう学習をするかという部分だけしかないわけで、それを提供するのが今後の問題だろうと思うのですが。

藤本委員長 私が伺ったのは、参加者を制限するとか。

牧野委員 それはしなくていいのではないのでしょうか。私はそう思いますけれども。

藤本委員長 幾つか質問が出ていますので、そんなことも含めて今後さらにご検討いただければということでよろしいでしょうか。小林委員もいいですか。

小林委員 はい。

藤本委員長 生涯学習課長、またよろしく申し上げます。

府中生涯学習課長 わかりました。また改めて機会を設定してご意見を賜りたいなと思っております。ありがとうございます。

藤本委員長 その件につきましては、きょうはここまでいたします。

---

## 協 議

### (2) 文化財保存補助対象団体の認定について

藤本委員長 つぎ、協議(2)文化財保存補助対象団体の認定について、生涯学習課長、お願いします。

府中生涯学習課長 それでは、協議事項(2)でございます。文化財保存補助対象団体の認定

についてということでございます。

先般、西砂川地域に伝承芸能ということで、立川市西砂川松明伝承保存会から、活動している活動に対して事業補助をお願いしたいというような申し入れがございました。経過の中には、過去に立川市から活動に対しての一定の事業補助を受けていたと。経過の中で、団体が存在しなくなったとか、ほかの団体に継承したとかという流れの中でずっと伝承してきたのですが、今年の時点で新しく立川市西砂川松明伝承保存会というものを発足して、また伝承をしてきたというような経過がございまして、きちっとした組織体で活動しているので、改めて事業補助をいただけないかというようなことが申し入れがございました。

その申し入れに基づいて、私も立川市教育委員会としましては、文化財保存団体という形での認定をきちっとしなければいけないというようなことで議論をしております、補助金を出すための認定ということではないと。あくまでも文化保存団体を認定するかどうかということで協議をしようということで文化財保護審議会でご協議をお願いしました。

その協議の経過としましては、意見の具申で読ませていただきますが、西砂川地域に古くから伝わる「松明」は年中行事として風俗慣習、民俗芸能として歴史的、地域的な伝統行事として伝承されてきている。この「松明」は市指定無形文化財として立川市教育委員会から指定されていないが、後世に保存・伝承していくべき貴重な無形の民俗文化財として認められることから、保持団体である立川市西砂川松明伝承保存会を文化財保存団体として認定すべきと意見具申します、ということで、ご協議いただいた結果、意見具申を教育委員会に提出されました。

理由としまして、1 番目ですが、西砂川地域に古くから伝わる「松明」は、歴史的、民俗的に貴重な伝統行事であり、保持し後世に伝承していくべき貴重な無形文化財として認められること。2 目として、地域の小・中学校の児童・生徒とともに、松明の材料となる麦の生育から始め、年中行事、風俗慣習としての「松明回し」が地域に根付いた活動として伝承されていること。(3)平成6年度から平成17年度まで、立川市青少年健全育成西砂川地区委員会の松明部会が保持団体として松明回し活動を伝承していたが、平成18年度から立川市西砂川松明伝承保存会が松明の保持伝承団体として継承したこと。(4)としまして、立川市西砂川松明伝承保存会は、保持団体として組織的な保持・伝承活動を行っていることが認められるということで、文化財保護審議会としては、この団体を文化財保存団体として認定することを教育委員会に意見具申をしたということでございます。

先ほど冒頭申し上げたのは、この団体から補助金をいただきたいという申請が出てきていますが、これをもって文化財保存団体として認定するかどうかということが今回の協議の内容でございます。いろいろ添付資料がついてございます。松明の歴史等々を添付してございます。以上です。

藤本委員長 この松明につきましては、皆さん、よいと祭りや何かでいろいろ松明に火をつけて回しているのをご覧になっていると思いますので、これが今まで認定されていなかったということでございます。これを文化財保存団体として認定してほしいということござい

ますので、理解しやすいと思いますが、何かご質問、ご意見をお願いします。牧野委員。

牧野委員 文化財というよりも、こういう伝承が行われたのはこれを見ると平成6年、第1回目ですね。それまでのこの行事が、一体何年度ぐらいからあって、どういう形で今まで伝承されてきて、途切れていたと思うのですけれども、その途切れていた状況、そして再びこういう行事をやり始めたが、簡単に書いてありますけれども、ただ、このお祭りがいつ頃から行われていたのか。例えば江戸時代とか、古くはというような話になってくるのか。

それからもう1つは、立川市の無形文化財ですといろいろな保存団体というようなものになるためには、ある一定の規定があると思うのです。そういうものの規定が果たしてこの団体が該当しているのかどうか。確かに最近、市長もかなり回すのが上手だという話を聞いていますけれども、その辺のところの確認をしながらいかないといけないのではないかなというように思いますけれども、いかがでしょうか。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 牧野委員さんのご質問のとおり、いつ頃からこの松明回し等が現在までつながってきているかということを実時点では把握できていないために、既に歴史をたどって、江戸時代なのかどこぐらいかと調査をしてございまして、きょうの時点ではまだ調査が未確定ということなのですが、関係者の聞き取り調査等をして、江戸時代の中期的なのか後期的なのかというようなことをいま調べておりまして、きょうの段階ではご報告できないということでございます。

ただ牧野委員さんが言われたように、この松明伝統行事は明治なのか昭和なのか、昭和6年というようなお話があったり、その辺は私どもが提出していただいている文献等では把握はできていないということで、関係者にそういう文献がないかどうかいま調査をしております。そういうことで、そのご質問については、そういうようにご理解いただきたいと思っております。

文化財の取り扱いということでご質問がございましたが、私のほうで先ほどご説明したとおり、現時点では市の指定無形文化財には指定されていません。したがって無形の文化財というようには。文化財の担当の所管としては、無形の民俗文化財に該当するのかなというような文化財保護法の中での区分ができるだろうと。ただ、市が指定していなければ保存団体として認定できませんよということでございますので、あくまでもこの無形の文化財を守っている、保持して活動しているということについて、活動の歴史等々、それからこの内容について判断をすると、文化財保護審議会としては、市には指定されてないけれども無形の文化財として、その保持団体としては認めていくべきだ、認定すべきだということが教育委員会に意見具申されたということでございます。

いずれこの団体が、牧野委員さんがお話いただいたように、市の指定無形文化財にお願いしたいというような時期が来る可能性は秘めてございます。そのときには、先ほど申し上げた、いつ生まれたもので、どういう歴史があったという、一定の指定文化財にしていく場面

についてはそれなりの調査をして、考証して、学術的に分析をして、かつ立川市教育委員会  
が指定文化財として指定しますので、それにかわって文化財が活動期間として検討する時期  
が数年後、5年後か10年後かわかりませんが、あり得るだろうという意味で今回この文化財  
保存団体の認定ということを一定の整理をしていこうということでございます。

藤本委員長 わかりました。いま牧野委員の言ったように、これから今後のことを考えてい  
きますと、どこで発生して、どういうふうに育って、それで西立川地区でそれがこうやって  
始まったんだという経過がほしいですね。ただ、資料に書いてありますように、平成6年  
から西砂川地区でこういうのが行われていますよという事実は皆さんおわかりいただけると  
思いますので、そのことでこの団体を認定していいのではないだろうかという内容だと思っ  
たのですが。

はい、牧野委員。

牧野委員 反対ではないですけども、補助金云々という部分の中を考えていくと、今、補  
助金についての市の方針としては、多分減らす方向に動いているのだらうと思いますけれ  
ども、こういうものというのは、確かに補助金で対処しなければできないかどうかはわかり  
ませんが、無形文化財となるには先ほど申し上げたような歴史が必ずあるはずなので  
すね。そういうものをきちんと出していただければ、私は何ら問題はないのではないかなと。

今現在、平成6年からと非常に年数の少ない中での歴史の中で動いて申請をしているとい  
うことについては、やや疑義がありますけれども、そういう歴史があるんだよということで、  
立川市周辺は江戸時代には新田開発をずっとやっていましたからね。ですから、新田開発の  
途中に、農民たちの農業に対する畏敬の念をこういう火を灯しながらやってきたんだとい  
う、そういう歴史がわかれば、全く審査する必要もなくそのまま通してもいいくらいなものだ  
というように思っていますけれども、それをはっきりする必要があるのではないかなというよ  
うに思います。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 生涯学習課長が説明していますけれども、現在が市の無形文化財に指定するだ  
けの歴史なりというのがあるのかどうかということがあります。ただ、現実には西砂川地区で  
やっている松明という伝承行事が、将来的に絶やさないで、保存、これを残していく必要が  
あるだろうというようなことでもってこの保存団体を補助金の対象の団体として認定してい  
きたいということです。

団体として認定しますけれども、即これが、では補助金を出しますよということではなく、  
しかるべき、補助金を出したいというときにはまた改めて補助の対象としたいというような  
ことでもってこの委員会に諮るということになるかと思えます。あくまでも、将来的にど  
うしても残していきたいよ、絶やさずに残していきたい、そういう団体として認めていき  
たいという、そういう提案であります。よろしくお願いします。

藤本委員長 生涯学習課長。

府中生涯学習課長 意見具申の(3)のところで、牧野委員さんから平成6年度から平成17年度というような、ここにつきましては、保持団体としての活動はこういうようにしてきたということ、経過を理由として列挙したということで、1枚おめくりいただきたいのですが、西砂川の地域の伝統行事の松明、これの中では昭和30年からこういうような形で伝承行事としては盛んに行われたと。意見具申のところでは、保持団体がこういう形で経過をしたということで、歴史が平成6年からということではないということでご理解いただきたいと思います。ただ、「この前はどうか」というのがなかなかわからないので調査を開始して、教育長が申し上げたように、無形指定文化財に指定するということはそういうことを全部調べなければなりませんので、現在調べに入っております。次回の教育委員会あたりにルーツはいつ頃かということをご報告できるのかなというようなことで調べてございます。聞き取り調査をしているもので、文献がないということなので、なかなか難しいというようなこともあるのですが、わからないということで調査をしております。

藤本委員長 ほかにございますか。

どうですか、今の牧野委員さんが言ったようなことは、立川でも獅子舞や何か、いろいろありますね、無形文化財に指定されているものが。あれと同じように、昔の、何年ごろからこっちの地方でこういう形で行われていた。そういうのが伝わり伝わってきて、ここへきて、西砂川地区では平成6年からこうしてやっていますよ、子どもも参加していますよということのものでは納得いただけると思うのですね。ですから、今おっしゃったそのルーツをもう少し調査したほうが理解しやすいということは皆さん共通だろうと思いますね。

はい、生涯学習課長。

府中生涯学習課長 昨年でしたか、文化財保護法の改正がございまして、いろいろ教育委員会でもご説明をさせていただきました。改正の趣旨というのは、民俗芸能とか技能とか、いわゆる地域に根付いているような文化財まで、そういうものまできちっと保護していこうという趣旨で文化財保護法が改正されました。伝承芸能だけではなくて、いわゆる匠の世界のものとか、風景とか様々な、自然のものを含めて、可能な限り保存・保護していこうというのが改正の趣旨でございます。そういうようなことから、これからの文化財保護行政の主流は地域に根付いている民俗芸能だけではなくて、そういう、人についているような技能とか、様々なものを文化財に適用していこうという流れになってございます。

現在立川市としましては、ご議論がよく出るのですが、無形文化財の中に民俗文化財とかそういうような形がありまして、現時点では無形の文化財という形で指定しているものは、この類いでありますと立川の柴崎町にルーツがある獅子舞伝承保存会というものが、その獅子舞が無形文化財として市指定をしております。それ以外には市の指定した無形文化財はございません。この類いのもは砂川地域にこれと同じように保存会が存在している砂川のわらべうたという保存会がございまして、あのわらべうたは無形文化財としては指定をしてございません。今回の松明も指定はしてないのですが無形の文化財としては認められるということで、その保持団体という形で認めていきたいということでございます。

教育長が申し上げたように、この保持団体に対して一定の活動を補助していこうという要綱がございます。その要綱の改正をする予定でありますが、改めて教育委員会に要綱の一部改正と事業補助についてのご審議をいただくというのは今後予定しておりますので、教育長が言われたとおり、本日は文化財保存団体として教育委員会が認定をしていただくかどうかをお諮りいただきたいということでございます。

藤本委員長 ご理解いただけますでしょうか。はい、牧野委員。

牧野委員 反対しているわけではないのです。こういう無形文化財は本当にどんどんやってほしいという、保存をしてほしいという気持ちがありますし、またそれを伝承してほしいという、それは今一番欠けている部分ですから。やはり人々の心をいやしたり、地域をつなぐためにはこういう文化というのは非常にすばらしい文化だと思いますので、できるのならやってあげたいという気持ちがあるのですけれども、やはり初めてこうしてぽっと思われても、ではどういう歴史があるのかなという、そういった部分から見てみたいなという部分があったものですからお話したのですけれども、今のお話ですとわかりますけれども。

藤本委員長 文章を読むと、無形文化財云々とかいろいろ書いてあるものですから難しく考えてしまっているのですけれども、いま生涯学習課長が説明したように、いわゆる立川の伝承的な文化財保存団体としての認定ということにおいては、皆さんいかがでしょうか。認定してよるしいのではないかと思いますけれども、小林委員、何かありますか。

小林委員 私は立川の生まれ育ちではないので、こちらでこの行事を知って、西砂川独特のお盆のときの伝統的な行事というのはすごく特徴的だと思いますので、こういうことは子どもたちが見たり体験したりすることによって、やはりふるさとへの愛着というものも生まれますでしょうし、それが大人になっても心のよりどころみたいになるかと思しますので、是非、是非これは長く保存していただきたいと思しますので、市の指定無形文化財にするしないは別として、その保存団体として是非ご活躍いただきたいと思しますので、認定していただきたいと思します。

藤本委員長 ということで、いま小林委員がおっしゃったような形でまとめさせていただきたいと思うのですが、市の指定文化財保存団体として認めて、これがますます保存されますように、発展しますように願って、その暁には無形文化財という歴史的な価値もプラスして残していくようなればいいなというように考えております。

牧野委員 今のは、文化財保存団体として認めましょうということですね。

藤本委員長 そうです。そういう意味できょうはいいのではないかといいこと。

牧野委員 それならば、いいのではないですかね。

藤本委員長 ご賛同いただけますか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 それでは、そういうことにいたしますので、生涯学習課長、よろしく願います。

府中生涯学習課長 ありがとうございます。

---

## 報 告

### (1)「いじめ点検旬間」の実施内容報告について

藤本委員長 協議を終わりました、3番の報告に入ります。

(1)「いじめ点検旬間」の実施内容報告について、指導課長、お願いします。

樋口指導課長 それでは、本日2枚の資料をお配りさせていただいております。「子どもたちの豊かな学校生活のために」、～緊急のいじめ点検旬間～の実施内容報告〔小学校〕、裏面が〔中学校〕ということで名称、期間、内容。それから既に委員の皆様にはお配りしております「子どもたちの豊かな学校生活のために」、その活用の状況。そしてもう1点資料でございます。後ほどご報告をさせていただきますけれども、文部科学省の問題行動調査、その立川市教育委員会の、東京都教育委員会を経由しての報告でございますけれども、調査 いじめの状況ということで、平成17年度1年間のいじめの状況の調査報告書ということで裏面になってございます。

それでは、報告をさせていただきたいと思えます。このいじめ点検旬間の取組みにつきましては、今までに委員の皆様にはご説明させていただいたところではございますけれども、全国でいじめによって児童・生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件、それを深刻な事態と重く受け止め、とりわけ10月上旬でございましたけれども、いじめによる生徒の自殺が教師の言動が原因につながっていたと、そういうような報道に接しまして、この事態の深刻さとともに、教師の人権感覚が問われている、その認識から、立川市におきましては、10月19日に緊急校長会、同日、各学校の人権教育担当者臨時会議を開催いたしまして、改めていじめは人権侵害であることを認識し、決して許されないことであること、どの学校でも起こり得るものであること、そういうような共通認識の下で11月17日、そのあたりを終了の目途に全学校で10日間程度の、「子どもたちの豊かな学校生活のために」、緊急のいじめ点検旬間を設定しまして、具体的な取組みを各学校で実施したところでございます。

各学校での取組み内容ということで、別紙の実施内容の報告にございますような様々な取組み、児童・生徒の実態に応じていじめの早期発見・早期解決に努めるため、アンケートを行ったり面接を行ったり、あるいは緊急のいじめの相談窓口の設置、チェックリストを作成したり、校長による講話、学校だよりでの保護者への周知あるいは学校での取組みを保護者の連携を依頼するような啓発、いじめ問題を資料にした道徳の授業実践、学級活動の展開、教師の人権感覚の見直しや言語環境の再点検、道徳チェック、公開講座で学校の取組みを保護者や地域と考えるなど、家庭や児童・生徒からの相談にも真摯に対応し、各学校で創意工夫をもっていじめ問題等の解決に取組んだところでございます。

委員の皆様には、この10月下旬、11月、例えば新生小学校を訪問していただいて、3階に、いじめをなくしていこうという全校児童の短歌が掲載されていたりですとか、立川第九中学校では、いじめ問題の取組みの状況を道徳地区公開講座でみんなと考えたりとか、あるいは今、二小なども校長室の前に心がる木という、要するに葉っぱを、「とてもいい言葉を友達

にもらったよ」それを一枚ずつ貼って行って心のなる木をつくろうかと、そんな取組みとか、あるいは大山小学校の発表のときもそうございましたけれども、各教室の中で、全教室でいじめをなくそうというようなポスターが掲示されていたりとか、取組みの一端あるいはそういうものもご覧いただいているところがございます。

この取組みで発見されたいじめでございますけれども、小学校から 16 件、中学校から 19 件、この点検旬間の中で発見し、そして解決というものが小学校 8 件、中学校が 13 件、解決の見通しが立っているという件数は小学校が 6 件、中学校が 1 件でございます。引き続き対応しているという報告が小学校 2 件、中学校 5 件というところがございます。

教育委員会といたしまして、まずこの取組みの学校支援のために、11 月 1 日に、既に委員の皆様にお配りしてございます「子どもたちの豊かな学校生活のために」といういじめ問題の解消の資料、それを各学校、教員、児童・生徒への活動を促しながら、道徳地区公開講座でも直接配布させていただいたりとか、学校での活用、実施報告にもございますけれども、今後の活用も含めて、様々な活用を図っていきいたいというような報告もいただいております。

また、12 月 10 日の教育情報紙「たち」の一面でも、教育委員会、各学校の取組み、それから家庭や地域でも活用できるようにいじめ発見のチェックポイント、この資料から転載したのも載せて広報しております。

11 月 11 日、いじめを原因とする自殺予告、この 11 月 11 日土曜日の対応でございますけれども、教育委員会では、立川の大人が、子どもたちの命を守るという姿勢を具体的に子どもたちに見せていくこと、そういうことも目的にしながら緊急体制をとりまして、教育委員会幹部職員が学校を巡回し、関係機関、地域、保護者へも協力を要請し、学校においては、管理職や主幹等が出勤し、校内巡回などを行いました。12 日の日曜日も引き続き教育委員会幹部職員が学校を巡回しまして、学校では副校長等が校内巡回などを行いました。

今後の取組みということでございますけれども、このいじめの解消のためのこの旬間の取組み、これを今後とも継続して定期的実施していく、そういうことを考えております。学校に今後求める、あるいは取組みとしてお願いしていることは、学校は常にいじめが起こり得る、そういう認識に立って危機管理、行ってほしいこと。いじめの解消の基本は、原点に立ち戻って教師と子どもたちの人間関係、信頼関係にあり、教師が常に自分の人権感覚を振り返っていくこと。それから、いじめは、いじめる、いじめられるという子どもの関係だけで捉えられたり、あるいはそれが固定的に捉えられたりしがちでございますけれども、その中には、集団の中で傍観している子どもたちや無関心な子ども、そういう存在に着目して、すべての子どもたちにいじめの問題を自分の問題として捉えさせ、いじめを解消できる学級づくりであるとか、学年集団づくり、そういうことに努めること、そういうことなどを取組んでまいりたいと思います。

既に、ある中学校ではございますけれども、いじめをなくすためにどうしていったらいいのかと考えさせるとともに、今後、これからの取組みということですけれども、ではそれをなくすために自分は何ができるのだろうか、そういうことをいま考えさせ、いじめ解消のた



めの行動化につなげていこう、そのようなことの取組みもされております。

別紙の、平成 17 年度の 1 年間の立川市でのいじめの状況ということで、文部科学省への報告でございます。これは市教委より都教委へ報告した資料でございますけれども、その中にございます、いじめの発生学校数、発生件数、小学校では発生件数 7 件、中学校においては 0 件、そのような報告が昨年 1 年間の報告ということでございます。

また、裏面のほうでございますけれども、学校におけるいじめ問題に対する対応ということで、昨年度もいじめ問題に係る対応に各学校が図っていたという報告がされておりますけれども、やはりこのいじめの問題、これは人権侵害の問題であると。学校では人権教育がしっかり行われているのか、これが問われる問題であると、そういうようなことの危機意識を持っています。

今回のいじめ点検旬間で、分掌の中に位置づけられている人権教育担当者というものを、実務担当者会議を 2 回開催いたしました。1 回は実施の前でございます。もう 1 回は、中間報告を兼ねて、中学校校区ごとに各学校の取組みの状況の情報交換なども行いました。今後、第 3 回目の担当者会議を開こうというように予定をしております。それは、各学校での具体的な取組み、例えばアンケート用紙でありますとか、あるいはチェックポイントでありますとか、いじめの危機管理の対応マニュアルでありますとか、どのようなものを作成しているのか。それをまた精査しながらまとめて、つぎの旬間に、今度は各学校に生かせるように、また冊子にしてまとめたいと思います。

それから、きょうも文教委員会でご報告をさせていただきまして、議員の皆様から様々なご質問、ご指摘もいただきました。例えば対応がスムーズに行われた特徴的な事例、ではそういうものは一般化して、それを考えることができるのだろうか、対応が困難な事例というものでは、それはまた一般化できるものであるのだろうか。それから人権教育プログラム、これは全教員が持っております。委員の皆様もご存じのとおりですけれども、これを活用しての各学校の人権教育推進の実態把握に取組むでありますとか、そのようなことも考えてまいりたいと思います。

最後でございますけれども、10 年ほど前に、いじめ問題の取組みということが非常に熱心に行われて、都立教育研究所がいじめ問題の研究報告書を作成して、それが都の刊行物としてベストセラーになった、そのようなことがございましたけれども、その当時の様々な取組みや実践が 10 年経ってなかなか学校の中で生かされていないというのが今回、ちょっと考えなければいけない部分だというように思います。担当者会議の最初に、当時のアンケート調査でありますとかチェックポイント対応マニュアル、聴き取り調査、そういうようなサンプルは担当者会議でお配りをして、そういうものも参考にしながら各学校での創意工夫ある取組み、そういうことを今回はお願いをいたしました。今後、そのことをまた生かしていきたいと、そういうように思っているところでございます。

以上です。

藤本委員長 浅野指導主事、何か補足することはありませんね。

浅野指導主事 ございません。

藤本委員長 では皆さん、ご質問、ご意見があればお伺いします。古木委員。

古木委員 きょういただきました資料の 6、7、「取扱注意」後ろのページに、全体的な実態調査、例えばアンケート調査、こういうことをやった学校があまりないのですけれども、これについては、いじめ防止旬間中にやるとか、そういうことはあまりなかったのでしょうか。

藤本委員長 指導課長、お願いします。

樋口指導課長 いまご質問いただきました平成 17 年度においては、全校的な実態調査を行っていた学校というのは中学校 3 校ということでございました。

今回の点検旬間では、中学校全校アンケートによる調査、小学校は 17 校がアンケートによる調査、そして 3 校が聴き取りの調査をしているということで私どものほうで把握をしてございます。

藤本委員長 よろしいですか。古木委員。

古木委員 ありがとうございます。

藤本委員長 ほかに、牧野委員。

牧野委員 10 年前、それから中野区等あちこちで、いじめに対する状況の中から尊い命を落としていったという、そういう事例は新聞報道等でご存じだと思いますけれども、それが改めてまた、いじめ問題がこういう形でもって 10 年周期でもってやってくるという、非常に悲しいことなのです。ただ、我々が、学校も教育委員会も含めてそうですけれども、大人として考えなければいけないのは、いじめをゼロではなくて、いじめはどこにでもあるけれどもそれをどうやって防ぐか、発見したときにどう勇気づけて、そのいじめをなくさせるか、そんなところに重きを置きながら指導していくというのが最大の指導法だろうと思います。

我々は常に対処療法しかしないことが多いのですけれども、予防教育ということが非常に大事になってくるだろうと思うのですね。そういう予防教育の中で人権教育、人権の問題が出てくるのだろうと思うのです。今年の清水寺の管長の選ばれた漢字は「命」ということで決定したようです。やはり命というものの尊さ、命の問題についての会話は表面的にはやるけれども、もっと突っ込んだ中での話し合いや考えをなかなかやっっていけないという部分。例えば中学校ですと、幼稚園ですとか保育園等に行って幼児、園児の世話をして、そして自分の尊さというか、そういう人間の尊さみたいなものを確認するという状況もありますし、それから病院等に行って患者さんたちとのふれあいの中での命の尊さみたいなものにふれあっている学校もありますし、様々なところでやっはいるのですけれどもなかなか対応はうまくいかないというのが現実だろうと思うのですね。

そういう意味では、先ほど申し上げたように、対処療法は誰だってできるという言い方はおかしいでしょうけれども、対処療法はやはり対処療法としてやっていかなければいけませんけれども、重点的に重きをおくというものを徹底してやっていくという考え方、そのためには子どもたちの今の考え方、今の大人やもしくは仲間、子ども同士の考え方の中での、いじめの態様 5 番にありますけれども、こういうものをどうやってなくすかということをして

スカッションさせながらやっていくというようなことも、方法論としてはあるのではないかなど。我々も教員をやった時代は教員がわりとしゃべってしまうというケースが多かったものですから、私も自戒しているのですけれども、やはり子どもたちが本気になって話し合いの場を設けてやっていく、もしくは生徒会を挙げて、もしくは児童会を挙げていじめ問題に取り組んでいくんだという、そういう姿勢を各学校に持っていただくと大変ありがたいのかなというような気がします。

藤本委員長 ありがとうございます。はい、指導課長。

樋口指導課長 いま牧野委員からご指摘いただきました、まさに対処療法として早期発見と早期対応、いかに早く発見し、いかに早く解決していくかということと同時に、同様に私も考えますけれども、求められるのは予防的な教育、特に今、命を失うというような現実がありますので、まさに生きる力というものを見直さなければならない。

そんな中で、各学校で様々な取組みをやっている中で、効果的な事例、そういうものも各学校にもご紹介していますけれども、例えばある学校で道徳教育を中心にして体験的な教育を関連づけて、例えば養護学校の児童、生徒と、今ご紹介もありましたが様々な方との交流の中で、学校が落ち着いて開けるようになっていった、そんなような事例もございますし、今回私が見せていただいた取組みの中では、二中あるいは六中では子どもたちの、自分たちのアンケートであるとか自分たちが考えたことを、それをテーマにして話し合いを行ってありました。二中では同一の資料を3学年で使って、傍観者になっていいのかという、そういうような視点での資料を3学年共通全クラスで、心身障害学級についてもビデオを使いながらいじめの問題を考えさせると。そういう取組みがやはり必要だと思いますし、それが一過性のものでなくて、継続して行われていること。それと、総合的な学習というのをきちんと捉えていく。総合的な学習の時間のよさは、まさに今ご指摘があったように、様々な人たちとのふれあい、関わりあい、そういう中で自分を見つめなおすとか、そういうこともいじめの予防ということでは大切なことだというように思っております。

まず、いじめの人権教育プログラムの実態把握なども行っていきたいと思っています。過去に四中が経年でその実態調査を行いながら研究を進めていた、そういうような取組みもございますし、今回は八中が生命尊重ということで研究発表をいたしました。こういうものもまた改めて研修会の場で報告をしてもらうとか、各学校に広げていけるまた努力も進めていきたいというように思います。

藤本委員長 ありがとうございます。新聞にも立川市の取組みが載っておりましたし、「たち」その他今ご報告いただいたような形で先生方が大変努力いただいた。教育委員会を中心にして、そういうことを立川は先頭に立ってこれに対応してきたということは皆さん方に対して大変ありがとうございます。感謝申し上げたいと思いますし、これはこれで旬間が終わったから終わりというものではありませんので、これからもずっと続く問題だろうと思います。

それから、数字が減れば、それはすんなりよかったなという気持ちはしませんが、これは1件でも大きな事故につながれば大変なことなのですね。それから、子どもたちは「助けてよー」と手を挙げています。「不安になっているのを誰も気がついてくれないのかしら」とか、そういう子がいるんだということを学校も家庭も地域も、みんなが見ていかなければいけないのだろうなど。そういうことに気がつくということも大事なことだろうと思うのです。

それで、報道されているような、自殺してしまったような事例を聞きますと、担任の先生に報告したけれど「あとでな」とか、「よく考えておくよ」とか、非常にぞんざいな対応の仕方の事例がたくさん出されております。校長も「知らなかった」と言ってテレビの前で最敬礼したりしている。ああいう情けないことではなくて、やはり最終的には、いじめている子どももいじめているという感覚でやっているわけではないでしょうけれども、私は一人一人の人権教育、我々も学校へ行きますと道徳教育などですばらしいお話をしています。子どもも感動しております。それが実践で使えているかどうかというところは大事なところだろうと思うのです。だからそういう人権感覚を一人一人、大人も子どももみんなが持てば、たとえなくなるとしても、早く手を打てるし、抑えられるのではないかという感じがします。私見でございますが、どうぞよろしく申し上げます。

いいですか、小林委員。

小林委員 本当に委員長はじめ皆さんがおっしゃったとおりのことで、「たっち」が今回いじめの取組みを一面に載せていて、すごくタイムリーにこの時期に出るので、いい内容で、いじめ発見のポイントというのが出ていまして、子どもは、もしいじめられていた場合にも、先生にも隠したがるし親にも隠したがるということがありますので、家庭や地域で子どもが言えない部分を気がついてあげなければいけないというので、これはとても参考にさせていただきたいと思います。

あとは、子どものいじめは、されているほうはすごく心が不安で揺れ動いていると思いますので、先生に言ったら広がって自分がまたいじめられるのではないかとか、親に言ったら親がまた問題を大きくするのではないかとか、そういうようにとても心が揺れていると思いますので、それは、安心して誰にでも相談できるというような状況を周りがつくってあげなくてはいけないなというように感じました。

立川の教育の特徴として、是非今のこの状況、人権意識を持った教育というのを続けていってほしいというように思います。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 今たぶんやっていらっしゃる学校もあると思いますが、指導課長にお聞きしたいのですけれども、いじめに対する危機管理的な、組織的な管理組織図みたいなものをつくっている学校が全校でいくつあるのか。

もしなかったら、安心安全の中の部分とは切り離して、いじめですとか人権に関する、そういったような問題に関するのみの危機管理組織図みたいなものをつくっていくことというのは非常に大事だろうと思いますし、その中にはスクールカウンセラーやハートフルフレンド

やいろいろな方を入れながら、校長を中心としたそういうものを月1回とかそういう会議をしながら子どもたちのいじめに対するいろいろな、予防教育も含めたものも考えながら施策を打っていくという、そういう方法はどの辺までやられているのか、ちょっと教えてください。

藤本委員長 指導課長。

樋口指導課長 10月19日の緊急の会議の段階で、過去に作成しているいじめの緊急対応マニュアルというもの、緊急体制、そういうものは参考にお示しました。今、状況報告を各学校からいただいている段階ですけれども、その中で学校独自で作成しているという学校からの情報もありますのでそういう資料、これから第3回の会のほうで全部取り寄せながら、それをまた各学校で作成できるような形にしていきたいというように思っております。

牧野委員 是非お願いします。

藤本委員長 ということで、これは議会の中でもいろいろお話が出ているように伺っておりますが、やはり発信元は教育委員会が中心になって、全市的な取り組みということでこれからも対応してまいらなければいけないという問題だと思っております。どうぞ皆さん、ご理解、ご協力を賜りたいと思います。

以上でこのことは終わりにいたします。

---

## 報 告

### (2)平成18年度「立川教育フォーラム」について

藤本委員長 報告(2)平成18年度「立川教育フォーラム」について、指導課長。

樋口指導課長 平成18年度の立川教育フォーラム、今回で第3回目となりますけれども、これについてご報告をさせていただきます。

教育委員会は、教育という人づくりを通して市民と連携、協力しての町づくりを目指しております。その教育実践の紹介の場となるのが立川教育フォーラムでございますが、今年度はテーマを「地域とともに作る私たちの学校」とし、特色ある教育実践の発表、ポスターセッションによる各学校の取組みの紹介、そして今年度、市内小中学生の代表児童・生徒、小学校4名、中学校3名でございますけれども、司会を東京都多摩教育事務所の堀竹充指導課長にお願いをいたしまして、シンポジウムを行っていきたいというように思っております。

立川で育てている立川の子どもたち、その子どもたちの様々な、例えば悩みであるとか、それがどのように自分の成長に生かしているのかとか、様々な形でのシンポジウム、そんなことを考えております。

日時は、平成19年1月17日水曜日13時から17時、立川市市民会館「アミューたちかわ」大ホールで実施いたします。

藤本委員長 何かご質問ありますか。古木委員。

古木委員 何度も見せていただいておりますが、そのたびに思うことは、ポスターセッションのポスターがいったいどの学校なのかということと、例えば第二小学校曙町2丁目と

か、そういう最低限の表示はポスターを展示する条件として、一番上に小学校名と、中には学校の校舎の写真まで校庭を含めて撮って出している学校も4校ぐらいありましたけれども、やはり校名と何町というくらいは最低載せていただくと多くの市民は大変理解しやすいと思いますので、その辺もまたアドバイスしていただけたらと思います。

藤本委員長 ほかにありますか。教育長。

大澤教育長 浅野指導主事に聞きたいのだけれども、チラシの4番がありますね。これは原則、入場はどなたでもどんどんおいでいただきたいというスタンスなのだけれども、PTAと学校関係者というのは、学校で「参加票」を受け取らないといけないのですか。もし、当日急に行きたくなっただけだけれども、参加票を受け取ってないので、じゃあやめようかなというようなことにならないのかどうか。このチラシを保護者全員に配ったときに、そういう誤解を招かないように、「参加票がお手元になくても、どうぞ、おいでいただいてもいいですよ」ということがわかるようにちょっと書いたほうがいいのかと思うのだけれども。

藤本委員長 浅野指導主事。

浅野指導主事 ご指摘ありがとうございます。この立川市教育フォーラムのチラシですけれども、こちらは全校に、児童・生徒数分プラスアルファを学校に送付いたします。

その際、参加票を別途付けておりますが、いま教育長からご指摘いただいたような、そういう危惧もございましたので、指導係のほうでこのチラシの裏面の一番上のところに参加票を印刷しまして、つまりそこを切り取って当日もってこられるような工夫をして配布をいたします。あわせて別途、参加票も配っておりますので、そのチラシを手にした時点で裏には参加票が付いているという対応をしまいたいと思います。ありがとうございます。

藤本委員長 そうしますと、参加票がないから出席できないということではないですね。

浅野指導主事 そういうことでございます。

藤本委員長 小林委員、何かありますか。

小林委員 先ほど古木委員が言われたように、一市民って、どこにどの学校があるとかというのを意外と知らないものなので、それでわかりやすくしていただくと。地図か何かを載せて学校を配置するような図があるといいなという気はしました。

それと、立川市の教育についてというのところ、これはどういう形で行われるのでしょうか。

藤本委員長 浅野指導主事。

浅野指導主事 いまご質問、ご指摘いただいた点についてでございますけれども、まず、学校のある場所でございますけれども、当日また、今年度も各学校から見開きで提出していただいておりますフォーラム用の冊子、こちらに学校と原稿をやり取りしながら作成中であります。その中には必ず学校の所在地、電話番号、メールアドレスは入っております。まずそれを参加された方には全員にお配りいたしますので、住所、電話等はそれでおわかりいただけるということが1点と、それから今、地図というご指摘をいただきましたので、これは是非冊子の前のほうに地図も入れてまいる方向で考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

います。

それから、2点目の立川市の教育についてということではありますが、これは10分程度予定しておりますが、立川市教育委員会で「確かな力 やさしい心 個を輝かせ 社会のために」という学校教育の指針の下に進めておる取組み、特に今年度新たに始めましたマイスター授業でありますとか、2、3年次授業力向上研修でありますとか、それから、来年度からの特別支援教育に向けてなど、そういう顕著な点を中心に10分程度ではあります、会場にて皆様にご説明をさせていただく予定であります。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 その立川の教育について知っていただくためにこういう時間があるというのは、とてもいいことだと思います。

今、説明するというお話でしたけれども、各学校ではポスターなり発表なりでかなり創意工夫を凝らして、エネルギーを使ってすばらしい発表をしていただけますので、それに劣らぬぐらいに力を入れていただいて、工夫をして、ただお話をされるというだけではなくて、わかりやすいように考えていただきたいなというように。やはり要求しているわけですから、こちらがそれなりの努力をしなければいけないなというように。何かできることがありますたら、ご協力いたします。

藤本委員長 その発表予定者は浅野指導主事の予定でございますか。浅野指導主事。

浅野指導主事 プレゼンテーションを指導主事に分担して作成を始めておるところでありまして、当日はそのプレゼンテーションを行いながら私にご説明させていただく予定でございます。

藤本委員長 小林委員ともよくお話ししながら、わかりやすいようにお願いします。牧野委員。

牧野委員 今の小林委員の、番の立川市の教育についてという件ですけれども、いま説明の中では、「何をやっている、何をやっていますよ」という言い方をされましたけれども、私はもっと市民だとかほかの、学校現場にいる方はよくわかりますけれども、ほかから来る方たちは「立川の教育ってどういう考え方で、何をやっているのか」ということをやはり確認したいと思うのです。その中で「今、こういう授業をやっていますよ」と言うならわかるけれども、いきなりぼんぼん、ぼんぼん行事だけ挙げて「はい、立川市の教育ですよ」という、そういう発想だけはやめてほしいんです。

やはり立川市の教育の基本的な部分をきちっと伝えてほしいという、そこをメインにして、授業についてはその中でやっていますよという形でお話を是非してもらわないと、せっかくのフォーラムが死んでしまうだろうなというように思いますので、小林委員とあまり変わらない意見ですけれども、基本的にはそうです。

藤本委員長 指導課長。

樋口指導課長 冒頭ご説明しました地域とともに作る私たちの学校ということで、地域で生きる子どもたち、それが立川の教育の特色、その中で育っている子どもたちが特色だということが大きなテーマでございますので、今の牧野委員のご指摘を踏まえて、私どものほう

の限られた 10 分間の時間の中で、わかりやすいプレゼンテーションの中で、テーマに沿う形で「あっ、立川の教育ってこう進んでいるんだね」ということがわかりやすくご説明できるように検討してまいりたいと思います。

牧野委員 よろしく申し上げます。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 保育ですけれども、「若干名対応できます」とありますが具体的にどのくらいなのか。小学生の子どもを持つ親は、行きたくても子どもがいるとなかなか出かけられない状況なので、できるだけたくさんしてもらえると参加人数にも関係してくるかなと思います。どうなのでしょう。

藤本委員長 浅野指導主事。

浅野指導主事 ご指摘ありがとうございます。いま小林委員がおっしゃった点につきましても、こちらは担当、指導係でございますが、今そういう対応ができるように話を進めておるところでありますので、今ご意見をいただいたことを踏まえまして、少しでも多くの子どもたち、お母様方の対応ができるようにしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 お願いばかりで申し訳ありませんけれども、このフォーラムには、来年度入ってくる 6 歳児、5 歳児、このところまで手を広げていただいたほうが私はいいいのではないかと思います。

お母さん方、お父さん方が、公立学校の疑問だとか心配な部分というのはたくさんお持ちだろうと思いますので、「立川の教育というのはこうしてやっているんだ。安心して是非、公立学校にお入りください」というような、私立学校云々でなくて、「私立学校へ行かなくても、公立で十分やっていけますよ」というような、そういう PR にもなると思いますので、公立学校のよさはこういうものの中でわかるわけですから、それを PR するためにも、是非とも保育園、幼稚園の 5、6 歳児のほうにまで手を広げていただければ大変ありがたいなと思いますけれども。

藤本委員長 みんな何とか盛り上げようという気持ちでお話いただいていますので、前向きに受け止めてください。

はい、小林委員。

小林委員 先生方がほとんど参加されるわけですけれども、どういう気持ちで出ていらっしゃるのかないつも思うのですね。「『行け』と言われたから行った」って言う方も中にはもしかしたらいらっしゃるかもしれないですけれども、やはり行くからには何か吸収してもらいたいので、やはり先生方皆さんが積極的に、意欲的に参加できるような動機づけみたいなものを校長先生が事前にとり、参加したあとで「どういうことが印象に残ったか」と聞くとか、レポートを出すとか、そこまできなくても何かの形で先生方への動機づけはしておいたほうがいいかなという気がします。

藤本委員長 指導主事。



浅野指導主事 いま動機づけというようなこと、ご指摘ございましたけれども、今週の火曜日、12月12日に当日実践発表を行う学校とシンポジウムに児童・生徒の代表が参加する学校の担当者をこの部屋に呼びまして、事前説明会を行いました。これも毎年行ってはいるのですが、今年度の特徴といたしまして、参加された先生方が「こういうふうな発表をしたい」「うちの学校をこういうふうにPRをしたい」「こういうことはできないか」という、非常に前向きで建設的なご意見、ご質問をたくさんいただきました。これは同席してある指導係の者も、さらに意欲が上がっているという解釈をしておりますので、今年度はそういう意欲が高まっていると私どもも捉えております。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 実際に発表したりする先生方はそうかもしれませんけれども、聴衆ですね、聞きに来る先生方のほうで、ただ行くというだけでは本当に時間の無駄になってしまいますので、行ったからには何か吸収できるような形でというような気持ちで参加していただきたいということです。ちょっといろいろ聞きますと、そういう不安も入ってきますので、よろしくお願いいいたします。

藤本委員長 人間一人一人の腹の中まで読み切れませんが、今お話いただいた趣旨を踏まえて参加できますように。

それで、PTAが中心になると思いますが、これはどんないい内容でも、たくさんのお客さんがほしいんですね。これをどうやって動員をかけるか。先ほどお話があったように、学務課長もいますから、来年度就学予定者にも、広報に出すだけではなくていろいろな形でPRをして、是非いっぱい、入りきれないぐらいの参加者の中でこれができるばいいなというように期待しておりますので、よろしくどうぞお願いします。

ということで、よろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

---

## 報 告

### (3) 年末・年始における生活指導について

藤本委員長 (3) 年末・年始における生活指導について、指導課長、お願いします。

樋口指導課長 それでは、年末・年始における生活指導について、教指内発第413号平成18年12月1日、大澤教育長より各小中学校校長への通知でございます。

年末・年始、新たな年を迎えて、それが心身ともに健康で、充実した生活を送って希望を持って新しい年を迎え、そしてさらに子どもたちがよりよい成長を、そのようなことを目的にしましての生活指導の通知でございます。

これについては既に校長会でお示しをし、お話をしておるところでございますけれども、前年度から多少変更なり修正してある部分というところで申し上げますと、最初の1、冬季休業日前に事故の未然防止を図るための事前指導の徹底を図るということで、(1)に、今回、2学期、特に半ば以降からの様々な報道等、あるいは各学校での取組み、そういうことを踏

まえての「いじめにより…」というこの一文、その部分を今回新たに入れさせております。そのところでの生命尊重の視点に立った教育の充実、その部分をまず第一に掲げております。

またその他では、一番最後になりますけれども、これは夏休み前の休業日の生活指導でもお話をしたところでございますけれども、(2)番でございます危機管理の迅速な対応、そのための校内整備に努めるとともに、事故発生時には速やかに教育委員会に報告を行う、このことを夏季と同様に改めて強調してございます。

大きく改正、修正いたしました点は以上の点でございますけれども、各学校長にお願いいたしましたのは、各学校ではこの通知を踏まえて、各学校で生活指導の今度はたよりを各家庭宛に出すわけですけれども、立川市教育委員会でもこのような通知が出ているんですということを保護者会などで周知してほしいと、そういうようなことを合わせてお願いをいたしましたところでございます。

以上、ご報告でございます。

藤本委員長 これについてはよろしいですね。はい、牧野委員。

牧野委員 先だつてのPTAの会長会の中でも出てきましたけれども、地域によって、納得していただいた方々に「子ども110番の家」というステッカーを貼っているのですが、あれが今非常に混乱している部分があると。はがれている部分があったり、そこに行ってもいなかったりという、どう言ったらいいのでしょうか、子ども110番の家というものに対する信頼感みたいなものが少し薄れてきているという話がありましたけれども、いま自治会あたりが中心になって、子ども110番の家という部分の中の再点検をしているという話を伺いました。

特に小学生などはそうでしょうけれども、子ども110番の家という部分の位置づけみたいなもの、もう少し地域と、先ほどのテーマではありませんけれども、地域とともに歩む学校教育だとすると、地域教育の充実というのを含めた子ども110番の家の実施というものを改めて考えていかなければいけないなというように思っていますので、これの確認はどこがやるのでしょうか、教育委員会は違うと思いますけれども、町内の安全対策、そういったことを含めて是非とも、子ども110番の家への安心感みたいなものを子どもたちにも植付けさせるためにも、何とかしてほしいなという気持ちがありますので、よろしくお願いします。

藤本委員長 教育部長。

吉岡教育部長 この件につきましては、子ども家庭部のほうで担当ということで現在進めております。それ以前につきましては教育委員会の生涯学習課、その前の青少年課、最近の生涯学習課、しかしながら青少年問題協議会というひとつの立川市全体の子どもたちへの取組みということで移管をしております。

なお、21日の日にも会議がありますので、その旨。またその中でも何点が問題になっているところもこちらで把握しているところも報告をさせていただき、改善するべきところは求めていきたいというように考えております。

藤本委員長 ありがとうございます。

---

#### その他

藤本委員長 4番その他に入ります。

その他の1番、アスベスト対策について、総務課長、お願いいたします。

渡邊総務課長 それでは、小学校のアスベスト対策についてご報告させていただきます。

今回、南砂小学校におきまして急遽、アスベスト対策の措置を講じたことをご報告させていただきます。

理由といたしましては、本年9月1日に、国が安全基準としておりました石綿の含有量を1%から0.1%に改定したことに伴い、南砂小学校の校舎階段裏部分、ここが対象となるということで再判定されましたことが11月中旬に判明し、それに対する措置ということでございます。なお、現在の南砂小学校の階段裏のアスベストの状況につきましては、昨年の検査結果から、現状のまま安定した状態を保っていれば石綿繊維の浮遊等のおそれはなく、特段の危険があるという状況ではないと判断しております。

しかしながら教育委員会としては、特に児童に対する安全配慮のため、当面の対応として、壁を直接さわれないような措置、要するにこれは子どもたちが階段を上っていく途中に、体格のいい子は手を伸ばすとその階段の裏側に手が届いてしまうような場所がありますので、そういう場所に対しまして安全の措置を講じたということでございます。来年度は耐震化工事を予定しておりますので、耐震化工事と同時に本格的な除去工事を行う予定であります。

また、保護者に対しましては、12月4日付で教育長の通知によりまして対応についてのご理解をいただくとともに、この措置は安全に万全を期すための措置ですということの周知を図っております。

また来年、工事をするときには、近隣の地域住民の方に対しまして説明会を開催していく予定であります。

---

#### その他

藤本委員長 その他の2番、学校給食の献立の変更について、学校給食課長。

佐島学校給食課長 小学校給食の急な献立変更についてご報告させていただきます。細部については集計などまだしておりませんが、取り急ぎ報告をさせていただきます。

まず日にちでございますけれども、12月13日水曜日、昨日のことでございます。場所につきましては小学校1校でございます。内容については、小学校給食の主食、チキンライスでございましたけれども、ご飯に芯があるものを提供してしまい、急遽、献立をスパゲティナポリタンに変更したものであります。

また、同一献立を他の2つの小学校のほうに提供いたしましたけれども、そちらのほうでは異常はございませんでした。

原因につきましては、チキンライスを作る際に、米、具材、溶かしバターを入れかき混ぜ

たため、加熱が十分でなかったことが原因と考えられます。

再発防止策等につきましては、私、教育委員会に若干遅れてしまいましたけれども、その理由は、職員を全員集めまして、事の重大さを説明しまして、今後、再発防止のための調理作業の見直しを行うことと、調理時及び配送時の際の確認をさらに徹底するということを指示いたしました。

取り急ぎでございますけれども、ご報告させていただきます。

藤本委員長 ちょっと伺いますが、これは児童に配膳してからわかったわけですか。学校給食課長。

佐島学校給食課長 必ず学校では事前に学校長もしくは学校長が指定した者が検食をいたします。その検食の段階でご指摘いただきまして、児童の口には入っておりません。

藤本委員長 皆さん、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 その他ほかに何かございますか。

〔発言する者なし〕

藤本委員長 以上で本日は終わりたいと思いますが、次回は12月28日、もう年の迫ったところでございますが、1時半からこの会場で定例会を行います。

その際、先ほど冒頭に選任していただきました委員長、職務代理者というのがございますので、座席をそのときから変えたほうがいいと思いますので、牧野委員長職務代理者がここになります。小林委員はここにしてください。古木委員はそちらにいていただいて、教育長は今の席でということで、そういうように決めさせていただきますので、その形で進めたいと思います。

藤本委員長 以上でよろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

---

#### 閉会の辞

藤本委員長 それでは、本日の第23回教育委員会定例会は以上で終了いたします。ありがとうございました。

午後 3時44分閉会

署名委員

.....

委員長